

さいたま市西区選挙管理委員会告示第23号

令和7年10月1日から令和8年3月31日までに、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の12の規定により準用する同法第28条の2第1項及び第28条の3第1項の申出に係る在外選挙人名簿の抄本の閲覧はなかった。

令和8年5月1日

さいたま市西区選挙管理委員会
委員長 見村吉一

【告示期間】

令和8年5月1日から

令和8年5月15日まで